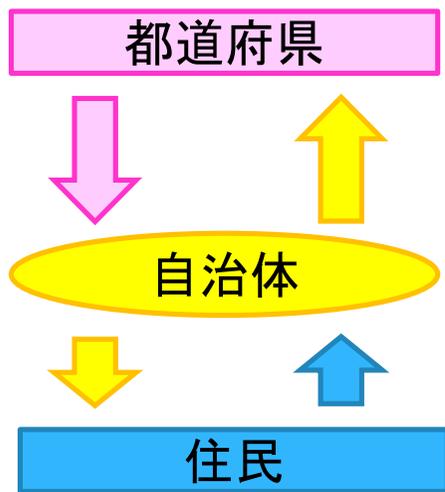


■ 平成31年度 国民健康保険料率等について(諮問)

[熊本市国民健康保険運営協議会 諮問事項説明資料]

I 国民健康保険制度改革に伴う保険料率の設定について



1.平成30年度の国保制度改革に伴い、県が財政運営の責任主体となった。

1) 県 ↔ 自治体

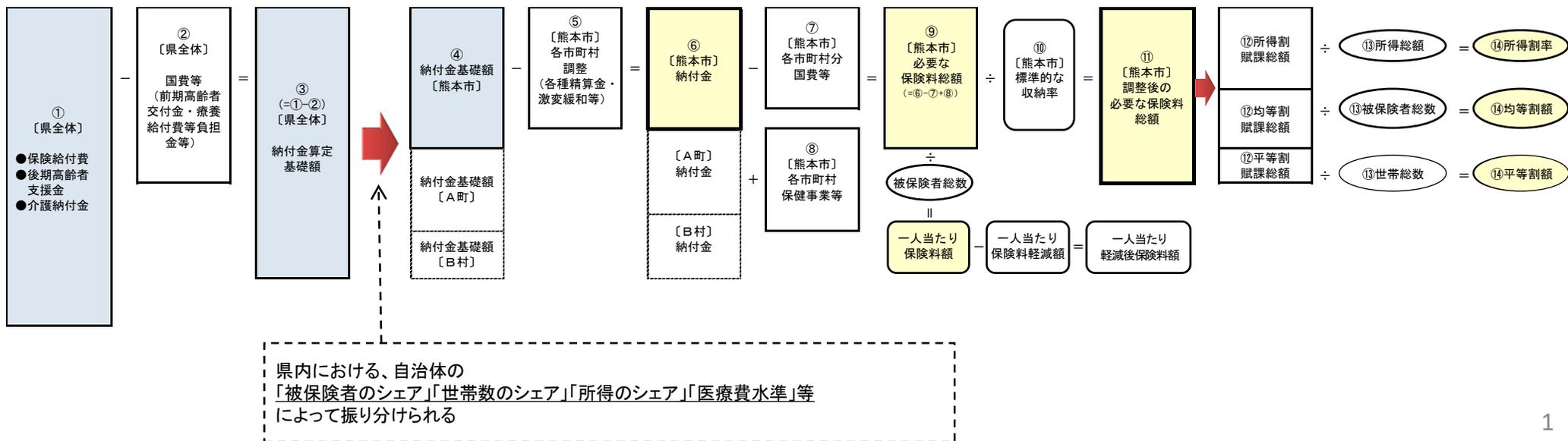
- ・県は、「国民健康保険事業納付金(以下 納付金)」を算定し、各自治体に割り当て徴収する。
- ・県は、納付金を納付するために必要な「保険料総額」並びに「標準保険料率」を各自治体に提示する。
- ・県は、各自治体が医療給付に要した費用を全額交付する。
- ・各自治体は、徴収した保険料や国費等を財源とし、県が提示した納付金を納付する。

2) 自治体 ↔ 住民

- ・自治体は、納付金や標準保険料率を参考に、保険料率を決定し、保険料の賦課・徴収を行う。
- ・自治体は、資格の管理、給付の決定、保健事業等を行う。
- ・住民は、賦課された保険料を納付する。

2.各自治体は、県から提示された納付金等を勘案し、保険料率を設定する必要がある。

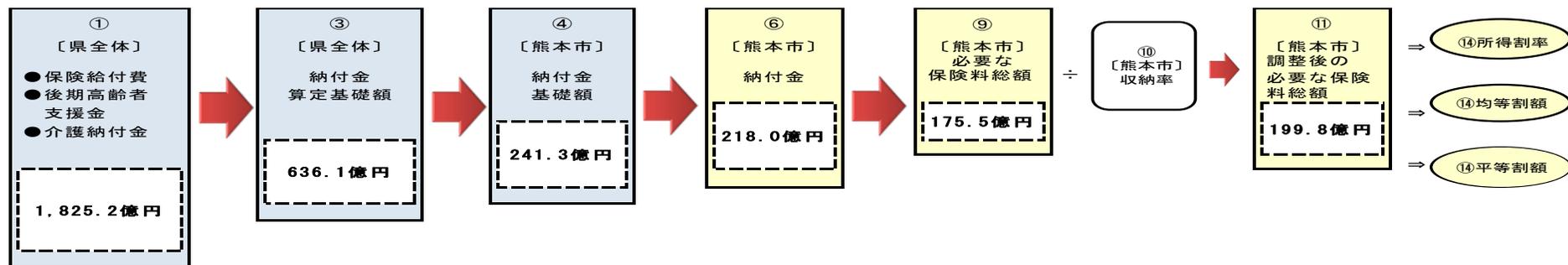
■【参考】保険料率算定のフロー図



III 31年度納付金・必要な保険料総額・一人当たり保険料(県提示)

1) 県提示による熊本市の31年度納付金・必要な保険料総額

※下記の全ての金額は、保険料率に関係する分のみ



【参考】

30年度	1,842.4億円	669.5億円	257.2億円	224.1億円	186.1億円	212.8億円
増減	▲17.2億円	▲33.4億円	▲15.9億円	▲6.1億円	▲10.6億円	▲13.0億円

2) 県提示による熊本市の一人当たり保険料(年額)

	県算定		
	30年度 (年額)	➔ 31年度 (年額)	31-30 (年額)
熊本市 一人当たり保険料 (法定外繰入算入なし)	112,417 円	112,464 円	47 円
医療分	81,361 円	80,292 円	▲ 1,069 円
後期支援分	22,662 円	24,102 円	1,440 円
介護納付分	8,394 円	8,070 円	▲ 324 円

1. 県より提示された「⑥熊本市の31年度納付金」は、約218.0億円であり、⑨必要な保険料総額は約175.5億円。

2. 県より提示された「熊本市の31年度一人当たり保険料(法定外繰入算入なし)」は112,464円(対前年+47円)。

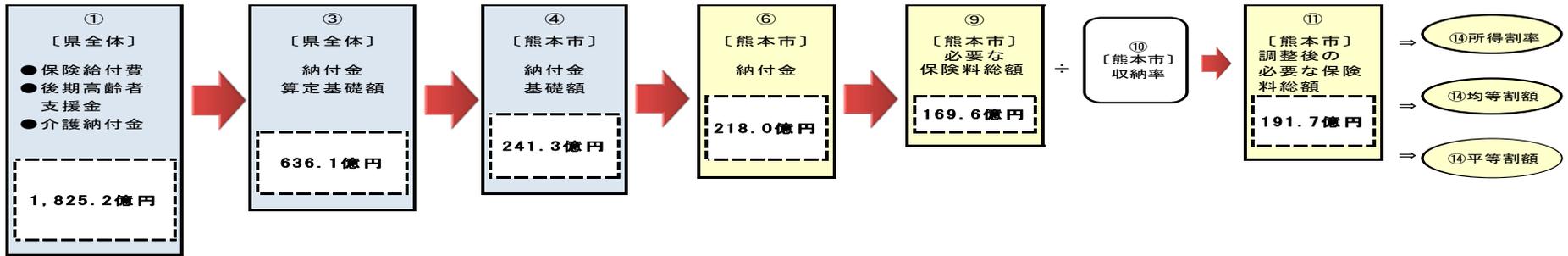
3. 一人当たり保険料の増加については、後期支援分の増加によるもの。
 ※「医療分の一人当たり保険料」については、一人当たり保険給付費は増加したものの、前期高齢者交付金(概算払)の増や、保険者努力支援制度等の国補助の増、並びに過年度分の保険料の収納増等を受け減額となった。
 ※「後期支援分の一人当たり保険料」については、後期高齢者の増等に伴う給付費の増や、過年度精算金の減等に伴う減に伴い増額となった。

※【参考】31年度 法定軽減後の一人当たり保険料は90,029円

III 必要な保険料総額・一人当たり保険料(市算定)

1) 市算定による熊本市の31年必要な保険料総額

※下記の全ての金額は、保険料率に関係する分のみ



【参考】

30年度	1,842.4億円	669.5億円	257.2億円	224.1億円	178.8億円	203.3億円
増減	▲17.2億円	▲33.4億円	▲15.9億円	▲6.1億円	▲9.2億円	▲11.6億円

2) 市算定による熊本市の一人当たり保険料(年額)

	市算定		
	30年度 (年額)	31年度 (年額)	31-30 (年額)
熊本市 一人当たり保険料 (法定外繰入算入あり)	108,007 円	108,683 円	676 円
医療分	78,170 円	77,593 円	▲ 577円
後期支援分	21,773 円	23,292 円	1,519 円
介護納付分	8,064 円	7,798 円	▲ 266円

1. 決算補填等目的法定外一般会計繰入(以下 法定外繰入)を算入している。
 法定外繰入については、解消・削減すべき赤字であるが、被保険者の急激な負担増に繋がらないよう段階的に削減を図ることとしている。

2. 法定外繰入を算入した「31年度の熊本市一人当たり保険料(法定外繰入算入あり)」は108,683円(対前年+676円)。
 ※「県が算定した一人当たり保険料」との差 約3,800円が法定外繰入による保険料軽減

3. 一人当たり保険料については、県算定と同様に、医療分及び介護納付金分が下がり、後期支援分が増加する。

※【参考】31年度 法定軽減後の一人当たり保険料は86,248円

IV 保険料率 対応案

1) 31年度 熊本市の一人あたり保険料(再掲)

	県算定				市算定		
	30年度 (年額)	➡ 31年度 (年額)	31-30 (年額)		30年度 (年額)	➡ 31年度 (年額)	31-30 (年額)
熊本市 一人あたり保険料 (法定外繰入算入なし)	112,417 円	112,464 円	47 円	熊本市 一人あたり保険料 (法定外繰入算入あり)	108,007 円	108,683 円	676 円
医療分	81,361 円	80,292 円	▲ 1,069円	医療分	78,170 円	77,593 円	▲ 577円
後期支援分	22,662 円	24,102 円	1,440 円	後期支援分	21,773 円	23,292 円	1,519 円
介護納付分	8,394 円	8,070 円	▲ 324円	介護納付分	8,064 円	7,798 円	▲ 266円

2) 31年度 保険料率(案)

◎対応案 31年度の保険料率については、30年度の料率を据え置く

県が算定した一人あたり保険料は、30年度と比較すると年額47円の微増であり、本市が算定した一人あたり保険料は、30年度と比較すると676円の増加であるが収納率の向上を図り対応することから、上記対応案とさせていただきたい。

V 31年度の保険料率・モデル世帯ごとの保険料

1) 31年度の保険料率

	対象者	平成31年度 被保険者数(見込)	区分	30年度	31年度	31-30	【参考】 標準保険料率
医療分	全員	156,060人	所得割	8.34%	8.34%	0.00%	9.74%
			均等割	35,100 円	35,100 円	0 円	31,293 円
			平等割	25,600 円	25,600 円	0 円	22,978 円
後期高齢者 支援金分	全員	156,060人	所得割	2.27%	2.27%	0.00%	2.82%
			均等割	9,600 円	9,600 円	0 円	9,379 円
			平等割	7,000 円	7,000 円	0 円	6,887 円
介護 納付金分	40歳～64歳	50,205人	所得割	2.04%	2.04%	0.00%	2.21%
			均等割	15,400 円	15,400 円	0 円	14,571 円

2) モデル世帯毎の保険料(年額)

No.	世帯構成			世帯 所得	法定軽減	世帯 年額保険料	一人当たり 年額保険料
	年齢・性別	人数	アイコン				
1	65歳以上夫婦	2人世帯		0円	7割該当	36,600 円	18,300 円
2	40歳～64歳夫婦、子供2人	4人世帯		100万円	5割該当	205,855 円	51,464 円
3	40歳未満夫婦、子供1人	3人世帯		150万円	2割該当	257,497 円	85,832 円
4	40歳未満夫婦	2人世帯		200万円	-	299,187 円	149,594 円
5	40歳～64歳夫婦、子供2人	4人世帯		200万円	2割該当	405,015 円	101,254 円
6	40歳～64歳単身	1人世帯		200万円	-	303,955 円	303,955 円
7	40歳未満の夫婦、子供2人	4人世帯		260万円	-	452,247 円	113,062 円
8	40歳～64歳夫婦、子供2人	4人世帯		260万円	-	529,355 円	132,339 円

VI 31年度の新たな取り組み

国民健康保険を取り巻く状況は、高齢化の進展に伴う医療費の増加などを受け、今後も極めて厳しい状況が見込まれる。今後、より安定した財政運営を図るためにも、医療費適正化に向けた取組や収納率向上対策等を行っていく必要があり、現在の様々な取組を継続・強化しつつ、下記の新たな取組を31年度に実施する予定。

1) 特定健診の受診率向上に向けた取組

- ①人口知能(AI)を活用した特定健診受診勧奨
 - ・全国300超の自治体の膨大な受診履歴や受診対象者の問診票等のビックデータを元に構築されたAIを活用し、勧奨により受診する確率の高い者を抽出し、特性をもとに対象者群に振り分け、それぞれの特性に合わせた通知を作成し発送する。
- ②新たなインセンティブ事業(健康ポイント事業への参加)
 - ・熊本市健康づくり推進課の新規事業である「健康ポイント事業」に参加し、特定健診受診者を対象にポイントを付与し、健康づくりへの意識を高めるとともに、特定健診の受診率向上を図る。

2) 適正服薬推進に向けた取組

- ①適正服薬推進事業
 - ・レセプト分析の技術や服薬の知識に長ける専門業者のノウハウを活用し、服薬に課題のある対象者等を抽出し、対象者に対し個別通知や電話等によりアプローチを行い、「薬剤による健康被害の減少」や「薬剤の適正管理」等を図る。

適正服薬推進事業イメージ



3) 口座振替率向上に向けた取組

- ①口座振替キャンペーンの実施
 - ・口座登録率向上に向けたインセンティブ事業を実施し、収納率と相関関係にある口座振替率の向上を図る。